

【資料】 近江国菅浦荘と大浦荘の戦い（1445年、「菅浦惣荘合戦注記」『菅浦文書』）

A 文安二年（1445）年、日差（ひさし）・諸河（もろかわ）の土地をめぐる裁判が起きた経緯について。まず同年の三月頃、隣接の大浦荘から書状が来た。それによると、大浦の山へ今後は菅浦の住人を入れないとのことであった。

それならば、菅浦として日差・諸河へ大浦の者を入れないと決めた。同六月八日（大浦の者が日差・諸河に入ったので、菅浦は大浦の者が）所持していた鎌を七丁取り上げた。（これに対し）同じ日、菅浦の者が大浦へ乗って行った船を大浦側が取り押さえた。

そうしたところ、梅津西浜のおとな（村の長老）が仲裁に入って、鎌と船をそれぞれに取りかえた。（中略）

B 仲介人をたてて講和の話をしました。その結果、元のように互いの山に入り合うと決まりました。この決定に従って、大浦の者は日差・諸河に入りました。しかし、菅浦では大浦の山へは入らないと決めていましたが、それを知らないで七月二日に菅浦の若衆が向山へ二、三十人、船十艘ばかりで入りました。すると、そこに、大浦の者が大勢で襲ってきました。

しかし、神・仏の加護であろうか、また、運も強かったが、菅浦の者は一人も討たれずに、極めて穏やかに船に乗り、若衆一同、一斉にどっと笑って帰ってきました。

C こうした経過から、大浦では「菅浦から必ず攻めてくる」と判断して、梅津東浜・今津・堅田・八木浜（琵琶湖周辺の近隣の荘園や村々）の軍勢を大浦の援軍に入れた。しかし、待機していても菅浦が攻撃してこないのを、待ちかねて、七月四日の昼時に、ついに大浦の方から菅浦に押し寄せた。（中略）

（大浦方の）八木浜・堅田勢は船数十艘で海上を警護し封鎖した。菅浦のうしろの山からは猛勢で攻めてきた。菅浦は軍勢が少ないけれども、激しく戦った。大門の木戸に火が懸かって、菅浦の小家二軒が炎上した。やがて大浦方は後退したので、追って出て、大明神の前で合戦した。そこで敵方を多く討ち、手負させた。菅浦軍はほとんど被害がなく、大手柄であった。

このような大浦の攻撃に対して、当然報復し、思い知らせるべきだとして、菅浦側は同七月十日大浦へ押し寄せた。菅浦軍は、八木公文殿・安養寺殿・河道北南・西野・柳野・塩津・飯浦、梅津西浜勢（琵琶湖周辺の近隣の荘園や村々）の援軍を率いて大浦を襲撃した。（中略）（菅浦方は船寄から）上の山を攻めた勢も湖岸に攻め下りて、それぞれ放火したが、船寄を突破できなかったため、柳野中峰殿の一族九人が討たれてしまった。この恩は菅浦として末代まで忘れてはならない。こうして戦った成果で、この年の秋は、日差・諸河の田の作物は菅浦が刈り取ることができた。（中略）

D 裁判で菅浦の勝訴で決まった理由は、比叡山延暦寺（菅浦の荘園領主）の花王院長円の御力を得て、延暦寺の幕府連絡担当者の推挙状をもらい、幕府管領（細川勝元）の元に何度も行ったこと、その上で幕府奉行人へ訴え、菅浦側が正当な証拠書類等を数通提出したこと、菅浦の訴訟実務は清検校という人物で、彼が身を粉にして働いたこと、こうしたことが先例や理屈にかない勝利を得ることができた。（中略）

E このように世話をさせていただけることで決着がついたのである。今後とももしまたこの件で大浦と紛争になったら、このように京都にでも取り成し（うまくまとめる）、菅浦でも勇敢に強く持ちこたえなければいけない。万一、大浦へ攻撃する場合は、山口と上の山より襲撃することは止めた方がいい。

七十、八十歳の老人も弓矢を取り、女性たちも水を汲み、楯を背負い運ぶことが大事である。今後もこのように行動するべきである。

京都での裁判費用は二年で二百貫文（約 4000 万円）であった。菅浦現地では兵糧（戦争のための費用）は米五十石、酒代（援軍などに支払う食事代）は五十貫文（約 1000 万円）であった。この費用のため菅浦は、五、六年の間やりくりがつかず困窮し、借金が多くなってしまった。

今後の心得のために、このように書き記しておく。

文安六年二月十三日 菅浦惣荘